

区バス・住民バス等の運行計画（変更）（案）について

（令和元年10月の消費税率引上げに伴う区バス等運賃改定に係る変更）

●趣旨

令和元年10月から消費増税（10%）が予定されているが、消費税は利用者へ適正に転嫁し、公平に負担するものであることから、区バス等の運行経費増加分や新潟交通路線バスの運賃改定に歩調を合わせる形で、区バス・住民バスの運賃改定を行う。

●対応

区バス	住民バス	協議運賃により 運行する路線バス
<ul style="list-style-type: none"> 消費税10%に対応する運賃改定を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 運賃改定実施を基本に、地域交通団体、交通事業者、市の三者で協議し決定。 	<ul style="list-style-type: none"> 新潟交通観光バス(株)が運行する路線バスとの重複区間があり、また、直近まで同社が運行していたことを考慮し、新潟交通グループの運賃にあわせる。

- ・ 延伸路線は新潟交通グループの路線バス運賃（対キロ運賃制）にあわせる。
- ・ こども運賃は大人運賃の半額とし、10円未満は切り上げとする。
- ・ 各種割引運賃適用後の10円未満は切り上げとする。

●参考：新潟交通路線バスの主な運賃

路線名	現行運賃	改定後運賃
均一区間内	210円	210円
初乗り	170円	180円

●運賃改定日

令和元年10月1日（火）（予定）

●参考：区バス・住民バス（協議路線）における運賃改定額の算定根拠

「2019年10月からの消費税率引上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の取扱いについて」
(平成31年3月12日付け国自旅第277号)

I. 基本的な考え方

消費税は、消費一般に負担を求める間接税であり、乗合バスの運賃・料金においてもこれを円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本である。

II. 消費税率引上げに伴う運賃・料金改定

4. 実施運賃・料金の設定変更届出

(2) 届出運賃・料金に係る設定変更

高速バス運賃及び協議運賃等の届出運賃・料金について、消費税率引き上げ分の転嫁を行う場合は、原則として、次のいずれかの方法により算出（原則として10円未満の端数は四捨五入により処理する。）した運賃・料金について届出を行うものとする。ただし、協議運賃・料金の改定については、当該協議運賃・料金の合意に係る地域公共交通会議等の決定に基づくものとし、必要に応じて所要の手続きを行うものとする。

①現行届出運賃・料金に110/108を乗じる。

②消費税率5%時の届出運賃・料金からその5/105に相当する額を控除した税抜き届出運賃・料金に110/100を乗じる。

【多くの区バス・住民バス路線】…現行運賃200円の路線

(消費税率5%時と同額、消費税率8%時は運賃据え置き)

②を適用…(200円-200円×5/105(円単位))×110/100

= (200円-9円)×110/100=210.10円 ⇒改定後運賃210円